

転落災害防止用昇降設備導入促進助成事業

予算額 7,000千円

1. 助成対象

県内の営業所に新たに導入する、単体の昇降設備とします。

なお、中古品および車両に装着されている昇降設備（ステップ・グリップ等）は対象外とします。

2. 助成額

1台あたり取得価格（消費税は除く）の2分の1で10,000円を限度（100円未満切捨て）とし、1事業者あたり100,000円を限度とします。

※県内を統括する支店・本社等は、県内営業所分を取り纏めの上、ご申請ください。

3. 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月15日までに導入し、支払いが終了するものとします。

4. 実績報告及び助成金の請求

実績報告書に必要事項を記載し、以下の期日までに助成金を請求してください。

導入期間	申請期限
4月1日(月)～7月31日(水)	9月30日(月)
8月1日(木)～11月30日(土)	1月10日(金)
12月1日(日)～3月15日(土)	3月17日(月)

（添付書類）

- ・請求明細書等（品名が分かるもの）
- ・支払いを証明するものの写し（領収書・振込書等）
- ・昇降設備の仕様書または画像

5. 助成条件

茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない会員とします。

（入会以降に導入した設備を対象とします）